

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和6年度制度改正に伴う荒川区障がい者福祉システム改修業務委託（令和5年度作業分）	No.5200765
工（納）期	令和6年 3月 5日	
契約締結日	令和6年 3月29日	
契約金額	5,970,800円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	令和6年度制度改正に伴う荒川区障がい者福祉システム改修業務委託（令和5年度作業分）
指名業者 （案）	名 称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	本件は、令和6年4月に施行される障害福祉サービス等の制度改正に対応するために、障害者福祉システムの改修を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件の作業を正確に行うためには、現行システムの構成や特性、運用方法等に関して精通していることが不可欠である。 ② 上記事業者は、現行システムの導入及び運用保守事業者であり、当該システムのソフトに係る著作権についても保持していることから、本件業務を実施可能な唯一の事業者である。 現行システムを熟知している上記事業者であれば、限られた期間における円滑かつ確実な履行が期待できるため、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）